

「すぎなみフェスタ 2024」出展・出店要項

- 1 実施主体** 主催：すぎなみフェスタ実行委員会 共催：杉並区・杉並区教育委員会
- 2 出展・出店の会場** 桃井原っぱ公園（桃井3-8-1）
- 3 開催日時** 令和6年11月9日(土) 午前10時～午後3時30分
令和6年11月10日(日) 午前10時～午後3時
- 4 出店等の資格**
 - (1) むぎなみフェスタ実行委員会（以下「実行委員会」という。）、杉並区及び杉並保健所（以下「実行委員会等」という。）の指示に従い、すぎなみフェスタに出展・出店（キッチンカー、屋台を含む。以下「出店等」という。）の申込者が出店等の開始から終了まで、可能な限り常駐できるもののうち、次の各号のいずれかに該当する場合に出店等の承認を行う。
 - (ア) 杉並区内に本店、事業所又は団体の活動場所を有するもの
 - (イ) 杉並区の交流自治体
 - (ウ) 東日本大震災復興支援を目的としたもの
 - (エ) 熊本・能登地震復興支援を目的としたもの
 - (オ) 実行委員会が特別に認めたもの
 - (2) 上記(1)の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものには出店等の承認は行わない。
 - (ア) むぎなみフェスタの公共性及び品位を損なうおそれのあるもの
 - (イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
 - (ウ) 杉並区暴力団排除条例(平成24年条例第5号)に基づき、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有するもの
 - (エ) 公序良俗に反するもの
 - (オ) 法令等に違反して処分を受け、令和6年7月1日を基準日として、1年を経過していないもの
 - (カ) 食品を取り扱う出店等に当たっては、令和6年7月1日を基準日として、過去2年間食中毒等発生の事故歴があるもの
 - (キ) 過去に出店等した際、実行委員会の指導、注意に従わないなど、著しいマナー違反、ルール違反があったもの
 - (3) 上記(1)の規定による出店等の応募が募集数を超えた場合、出店等の内容が偏らないよう、取扱品目ごとに選考を行う。その結果、出店等の内容ごとの予定数を超えた場合は、抽選により出店等するもの（以下「出店者」という。）を決定するものとする。
 - (4) その他、詳細等は実行委員会が定める。

5 説明会等

- (1) 出店者は、実行委員会が指定する期日までに、実行委員会が貸与するテント等に要する費用（以下「テント費用」という。）を指定口座に振り込むとともに、実行委員会が開催する出店者説明会（令和6年9月中に開催予定）に必ず参加（代理出席可。）するものとする。
なお、食品を販売・調理するものは、同説明会に引き続き行う衛生講習会にも参加するものとする。
- (2) 出店等に当たり、実行委員会が定める必要書類を期日までに提出するものとする。
- (3) 出店者から実行委員会に振り込まれたテント費用等は、実行委員会が特別な事情と認めた場合を除き、返還しないものとする。

6 承認の取り消し

以下の項目に該当した場合、実行委員会は、承認した出店等を取り消すことができるものとする。

- (1) 出店等申込書に虚偽の申告があったとき、又は政治的活動や宗教活動を行う恐れがあるなど、実行委員会が不適当と認めたとき。
- (2) 出店者説明会に出席せず、必要書類を提出しないなど、実行委員会が、出店等の意思が無いものとみなしたとき。
- (3) 指定期限までにテント費用等の支払いが無かったとき。

7 出店の区画・時間等

- (1) 出店するテントの区画の割り振り及び位置については、実行委員会が指定した場所とする。
- (2) 出店者は、商品等の保管・販売に際しては、指定されたテント区画からはみ出さないものとする。ただし、出店内容により実行委員会が適当と認め、他の出店者のテントや来場者に多大な影響を与えないと認める場合は、実行委員会の指定する範囲において区画外の利用を承認するものとする。
- (3) 出店等の展示、販売等の時間は、すぎなみフェスタの開催時間内とする。
- (4) すぎなみフェスタ開催時間内で商品、食品等を売り切った場合は、完売等の表示をするものとする。

8 衛生・安全・会場美化等

出店等（準備、撤去時を含む。）においては、次の各号に掲げる実行委員会等の指示に必ず従い、衛生、安全等に対し、万全の態勢を整えるものとする。なお、出店当日は、杉並保健所が隨時実施する立入検査を必ず受けるものとする。

また、出店者が実行委員会等の指示に従わないときは、実行委員会は、出店者に対して出店の即時中止要請をすることができるものとする。

(1) 衛生

- (ア) 食品等を扱う場合は、食中毒防止のため、杉並保健所発行の「行事や模擬店で食品を取り扱う方へ」を十分に理解・遵守した上で実施すること。
- (イ) 出店者において店舗又は車両での営業許可を受けているものは、許可証の写しを書面にて携帯し、杉並保健所等から提示を求められたときは速やかに応じ

ること。

- (ウ) 酒類を販売する場合は、臨時出店の届出等について荻窪税務署（杉並区荻窪5-15-13）に確認の上、10月末日までに必要な手続きを完了すること。（酒類販売時の申請地番：杉並区桃井三丁目17番地8）

(2) 安全

- (ア) 出店者は、来場者の安全を最優先に考え、刃物、調理器具、火気・熱源等について厳重に管理すること。特に、火気を使用するときは、来場者のやけど防止や公園内の草木及びテント等に燃え移らないようにし、消防用具をあらかじめ用意する等、細心の注意を払うこと。
- (イ) 発電機、プロパンガス等を使用する出店者は、機器の点検・使用方法等の安全確認を十分行うこと。（燃料の補給・交換は、引火物のないことを確認のうえ行い、燃料保管は火気から十分に分離すること。）

(3) 会場の美化

- (ア) 会場内の美化に注意し、特に指定されたテント内及び周囲の清掃について責任を持って行うこと。
- (イ) 会場内には、ごみ箱が設置されないことから、出店者は、販売等した食品、容器、箸などのごみを持ち帰り、法令等に従って適切に処分すること。特に、会場内での汁物や油類の廃棄を厳禁とする。なお、出店者は、来場者等が会場内の他店で購入した容器・箸などのごみについても受け入れ、適切に処分すること。

9 搬入・搬出

- (1) 搬入・搬出は、特別に実行委員会が認めた車両を除き、入場指定時間内に1テントに付き1台の入場許可を受けた2トン以下の車両によって行うものとする。入場許可証については、車両の見やすい位置に必ず掲示するものとする。（入場許可証の未掲示、複製掲示等は、入場を拒むことができる。）
- (2) 搬入のための車両の会場内通行時間帯は、両日とも午前7時30分から9時までの間とし、車両ごとに実行委員会が指定する。ただし、実行委員会が特に認めた車両については、この時間帯以外の時間に通行することができるものとする。
- (3) 搬出のための車両の会場内通行時間帯は、車両ごとに実行委員会が指定する。ただし、実行委員会が特に認めた車両については、この時間帯以外の時間に通行することができるものとする。なお、搬出のタイミングについては、閉会後の来場者の安全を最優先するため、実行委員会が車両の入場について支障があると判断した場合は、時間を遅くすることができるものとする。
- (4) 搬入・搬出は、誘導員の指示に従って入退場及び会場内走行をするものとする。会場内においては、時速5キロメートル以下で走行し、特に認められた車両を除き、指定された通路及び草地以外には、車両を乗り入れないものとする。
- (5) 車両の会場内通行は、特別に認められた車両を除き、青梅街道の桃井三丁目交差点から進入し、公園内に入り、周回通路を誘導員の指示に従って時計回りに進行することを想定している。なお、指定のテントに荷おろし等する際には、会場内の決められた進入・退出路を利用するものとする。
- (6) 出店者は、定められた時間帯に荷おろし等を終え、安全優先のうえ速やかに車両を公園外へ移動するものとする。

- (7) 出店者は、開催時間内に商品、食品等を完売した場合であっても、指定された時間以外は、会場内への車両の入退場はできないものとする。

10 駐車場等

- (1) 実行委員会は、特に認めた車両を除き、出店者向けの駐車場は確保しないものとする。
- (2) 出店者は、会場周辺道路への路上駐車は絶対にしないこと。近隣有料パーキング等の所在を検索のうえ利用するものとする。
- (3) 出店者が自転車で来場した際には、駐輪台数に限りがあるため、誘導員の指示に従うものとする。

11 環境への配慮

すぎなみフェスタ2024においては、使い捨てプラスチックの削減や、来場者・区民の環境意識の更なる醸成を目的として、別紙「すぎなみフェスタ2024における環境に配慮した取組について」のとおり、環境に配慮した取組をルール化する。

実行委員会は、出店者に対し、当該取組に係る指示をおこなうこととし、出展・出店者は指示に従うこと。

12 禁止事項

上記各項における留意事項のほか、当日の出店等の運営において、風紀を乱すような行為や、すぎなみフェスタに相応しく無い行為を行わないこと。実行委員会の指導、注意があった場合は、速やかにその指示に従うこと。

13 その他

- (1) 出店者は、出店物の盗難のほか、火災、損傷（公園設備、テント等）、食中毒ほかの損害賠償等について責任を持って対処するものとする。
- (2) 出店者の行為及び安全配慮を怠ったことにより事故が発生したときは、実行委員会は責任を一切負わないものとする。
- (3) 安全管理上の理由や、すぎなみフェスタの適切な運営のため、当日、会場内を実行委員が巡回する。
- (4) 実行委員会は、荒天のほか特別な事情があるときは、すぎなみフェスタの中止又は時間短縮をすることができる。その際の出店物の売れ残り等による損害についての責任を一切負わないものとする。なお、雨天が予想されるときや変更・注意点等あるときは、前日 17 時に区公式ホームページ、すぎなみフェスタホームページに掲載するので確認するものとする。
- (5) 出店従事者等は、できる限り公共交通機関を利用するものとする。

14 問合せ先等

すぎなみフェスタ実行委員会事務局

杉並区役所地域課地域支援担当

☎:03-3312-2111（代表）内 3762 FAX:03-5307-0681